

会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 平成30年9月10日(月) 開会 午前 9時00分

閉会 午前11時30分

出席者 委 員 委員長 福 田 裕 司

福 富 善 明 入 野 登志子 永 田 武 志

関 口 孫一郎 針 谷 正 夫 大阿久 岩 人

天 谷 浩 明

傍 聴 者 小 平 啓 佑 浅 野 貴 之 川 上 均

古 沢 ちい子 大 谷 好 一 坂 東 一 敏

青 木 一 男 茂 呂 健 市 内 海 成 和

小久保 かおる 針 谷 育 造 氏 家 晃

千 葉 正 弘 白 石 幹 男 平 池 紘 士

小 堀 良 江 梅 澤 米 満 中 島 克 訓

事務局職員 事務局長 稲 葉 隆 造 議事課長 金 井 武 彦

副 主 幹 岩 崎 和 隆 主 査 岩 川 成 生

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総合政策課長	増山昌章
秘書課長	永島勝
シティプロモーション課長	福田栄治
蔵の街課長	中田芳明
遊水地課長	荒川明
地域づくり推進課長	横倉延男
大平地域づくり推進課長	茂呂浩司
藤岡地域づくり推進課長	佐山厚子
都賀地域づくり推進課長	佐藤真治
西方地域づくり推進課長	落合博昭
岩舟地域づくり推進課長	岩崎充
総務課長	名淵正己
職員課長	瀬下昌宏
情報システム課長	塚田薫
契約検査課長	木村浩二
危機管理課長	糸井孝王
管財課長	萩原雄一
公共施設再編課長	神永和俊
市民税課長	海老沼明文
資産税課長	山野井広実
収税課長	野中守
会計課長	出井英男
消防総務課長	上岡健司
予防課長	赤城一仁
警防課長	鈴木宏之
選挙管理委員会事務局次長	田嶋亘
監査委員事務局次長	佐山美枝
議事課長	金井武彦

平成30年第4回栃木市議会定例会
総務常任委員会議事日程

平成30年9月10日 午前9時開議 全員協議会室

日程第1 認定第2号 平成29年度栃木市一般会計歳入歳出決算（所管関係部分）の説明聴取

◎開会及び開議の宣告

○委員長（福田裕司君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（福田裕司君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（福田裕司君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

各会計の決算につきましては、各常任委員会におけるスムーズな審査を行うため、あらかじめ決算概要の説明聴取をお願いするものであります。また、本日の説明に際しましては、さきに開催した議員全員協議会で報告した事業並びに備考欄に記載されている金額の読み上げを省略し、決算概要の説明のみといたします。

なお、質疑等の審査につきましては、9月13日開催予定の委員会においてお願いしたいと思いますので、ご了承願います。

◎認定第2号の上程、説明

○委員長（福田裕司君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、認定第2号 平成29年度栃木市一般会計歳入歳出決算の所管関係部分の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明をお願いいたします。

なお、説明は座ったままで結構です。

まず、歳出からお願いいたします。

金井課長。

○議事課長（金井武彦君） おはようございます。本日の説明聴取、よろしくをお願いいたします。

それでは、ただいまご上程をいただきました認定第2号 平成29年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定についての所管関係部分につきまして、順次ご説明申し上げます。

初めに、歳出から説明いたしますので、恐れ入ります。決算書の184、185ページをお開きください。1款1項1目議会費につきましてご説明させていただきます。右側の説明欄をごらんください。

まず、1行目の職員人件費につきましては、議会事務局職員10人分の給料、各種手当等の人件費

であります。

次の臨時職員共済費につきましては、議会事務局臨時職員1人分の健康保険料、厚生年金保険料等の共済費であります。

次の議員人件費につきましては、議員33人分の議員報酬、議員期末手当であります。

次に、議会運営費の主な内訳につきましてご説明いたします。まず、2行目の議員行政視察等旅費につきましては、4つの常任委員会の行政視察旅費といたしまして、130万7,790円が主なものであります。

次の印刷製本費につきましては、年4回発行しております議会だよりの印刷代といたしまして、274万7,345円が主なものであります。

次のタブレット通信料につきましては、議会で使用しているタブレット40台分の通信料であります。

次の会議録筆耕翻訳料につきましては、本会議及び常任委員会等における会議録の筆耕翻訳料であります。

次のOA機器借上料につきましては、議会映像配信システムの使用料といたしまして、103万6,800円が主なものであります。

次の政務活動費交付金につきましては、本市議会議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、各会派等に交付したものでございます。

次に、市議会議員共済会負担金につきましては、地方公務員等共済組合法に基づきまして、市議会議員共済会に支出いたしました負担金であります。

1款議会費の説明は以上であります。

○委員長（福田裕司君） 瀬下課長。

○職員課長（瀬下昌宏君） 続きまして、186、187ページをお開き願います。2款1項1目の一般管理費につきましてご説明を申し上げます。

備考欄3行目の国内交流事業費につきましては、栃木市の産業と物産展への滝川市の出店料や東京都中央区の大江戸まつりへの出店経費が主なものであります。

次の国際交流協会補助金につきましては、外国人との相互理解や友好親善の推進を図る栃木市国際交流協会への補助金でありまして、協会の運営に必要な職員等の人件費及び事務費に対する補助金であります。

次の在住外国人支援事業交付金につきましては、市内の外国人住民が安全安心に暮らせる環境整備のための栃木市国際交流協会への交付金であります。

次の中学生海外派遣事業費につきましては、中学校2年生30人をオーストラリアへ8日間派遣した際の海外派遣事業委託料が主なものであります。

次の秘書課一般経常事務費につきましては、秘書課臨時職員賃金、協賛金、弔慰金、会費などの

市長交際費及び栃木県市長会への負担金が主なものであります。

次の庁用事務費（大平）から庁用事務費（岩舟）までにつきましては、各総合支所の庁用事務用品等の消耗品費が主なものであります。

次の宮の下簡易郵便局管理運営事業費につきましては、簡易郵便局の運営に携わる3人分の事務取扱員報酬が主なものであります。

次の総務課一般経常事務費につきましては、インターネットを介した行財政情報サービス利用料79万560円並びに国旗及び市旗購入費19万9,497円が主なものであります。

次の自治基本条例推進事業費につきましては、自治基本条例第44条の規定に基づく市民会議の運営に要する経費でありまして、市民会議委員報酬が主なものであります。

1つ飛びまして、188、189ページをお開き願います。備考欄1行目の市民の歌活用事業費につきましては、栃木市民の歌を活用したJR栃木駅発車メロディー製作委託料43万2,000円が主なものであります。

次の特別職人件費につきましては、市長及び副市長の給料、期末手当等の人件費であります。

次の職員人件費につきましては、総務管理に係る職員180人分の給料、各種手当等の人件費であります。

以下、各科目に計上されております職員人件費につきましては、関係職員の給料、各種手当等の人件費でありまして、職員課の所管となりますが、改めての説明は省略させていただきます。

次の職員福利厚生事業費につきましては、職員の生活習慣病検診、各種がん検診等に係る職員健康診断委託料が主なものであります。

次の県市町村総合事務組合負担金（退職手当）につきましては、職員の退職手当の支払い事務を共同処理しております栃木県市町村総合事務組合への負担金でありまして、4月1日に在職する職員の給料総額に基づき毎月支払う一般負担金、早期退職者募集制度に応募して退職した職員の退職手当割り増し等に係る特別負担金、1市3町合併の際に新たに加入いたしました旧栃木市職員に係る10年分割払いの加入一時金であります。

次の臨時職員共済費につきましては、一般管理費に係る臨時職員及び非常勤職員の健康保険料、厚生年金保険料等の共済費のほか、栃木県市町村総合事務組合で共同処理をしております非常勤職員の公務災害補償等に係る負担金であります。

以下、各科目に計上されております臨時職員共済費につきましては、それぞれの予算において雇用いたしました臨時職員及び非常勤職員の健康保険料、厚生年金保険料等の共済費でありまして、職員課の所管となりますが、改めての説明は省略させていただきます。

次の職員研修事業費につきましては、本市及び壬生町の職員研修を共同で実施しております栃木地区職員研修協議会への負担金のほか、本市が実施いたしました人事評価研修等の講師委託料及び民間の研修に職員を派遣いたしました際の負担金が主なものであります。

次の職員課一般経常事務費につきましては、参与及び宇都宮西中核工業団地事務組合派遣嘱託員の報酬、職員の病気休暇、育児休業、欠員補充等のために雇用いたしました延べ68人分の臨時職員賃金、職員採用試験に係る教養試験、適性検査等の委託料、人事評価システムの保守委託料や旧岩舟町に係る懲戒免職処分取り消し請求上告事件に係る弁護士委託料、国土交通省からの割愛職員や環境省への実務研修派遣職員に係る不動産賃借料、人事給与電算システムや人事評価システムに係るOA機器借上料が主なものであります。

次の職員作業服貸与事業費につきましては、災害発生時や各種現場の確認、指導、作業等の際、栃木市の職員であることを明確にするため、建設、農林、防災等に係る職員41人に貸与いたしました作業服の購入費であります。

次の契約検査事務費につきましては、建設工事の検査に関する助言及び指導を行う検査官報酬が主なものであります。

次の電子入札システム運営事業費につきましては、電子入札システムのソフトウェア使用料及び契約に係る業者登録や入札関連事務に使用する契約管理システムのリース料が主なものであります。

次の債権管理指導事業費につきましては、債権管理職員研修の講師謝金及び債権管理に関するメール相談業務委託料が主なものであります。

次の庁用事務費（栃木）につきましては、庁用事務用品代143万5,361円及び庁用事務用封筒等の印刷製本費124万7,832円であります。

以上で、一般管理費の説明を終わります。

○委員長（福田裕司君） 名淵課長。

○総務課長（名淵正己君） 続きまして、2目の文書広報費についてご説明を申し上げます。

備考欄1行目の広報事業費につきましては、広報紙の編さん作業に係る広報紙編さん業務委託料、広報紙を自治会へ配送する作業に係る広報紙配送業務委託料及び広報紙を自治会の班ごとにこん包する作業に係る広報とちぎこん包等業務委託料のほか、広報紙の印刷製本代1,129万4,832円が主なものであります。

次の広聴事業費につきましては、職員の出張旅費、事務用品代、職員の研修負担金が主なものであります。

次の放送番組制作委託費につきましては、ケーブルテレビ株式会社等への番組制作委託に係る栃木市情報番組等制作委託料であります。

次のホームページ管理委託事業費につきましては、ホームページコンテンツ管理システムの保守管理に係る委託料が主なものであります。

190、191ページをお開き願います。備考欄であります。1つ飛びまして、3行目のコミュニティFM委託費につきましては、コミュニティFM番組制作委託料であります。

次のマスコットキャラクター応援基金積立金につきましては、マスコットキャラクター応援寄附金を、マスコットキャラクター応援基金に積み立てたものであります。

次のシティプロモーション課一般経常事務費につきましては、職員の出張旅費、事務用品代、栃木市ふるさと大使への謝礼が主なものであります。

1つ飛びまして、文書管理費（大平）から、下から6行目の文書印刷費（岩舟）までにつきましては、各総合支所の文書広報費でありまして、各総合支所ともにほぼ同様の内容となっております。文書管理費につきましては、ファイルボックスやカットホルダーなどの文書管理用消耗品代、文書発送費につきましては、郵便切手代のほか郵便料金経費に係る消耗品代や保守委託料、文書印刷費につきましては、コピー用紙などの文書印刷用消耗品代及び電子複写機や印刷機の借上料が主なものであります。

次のコンプライアンス委員会事業費につきましては、法令遵守等に関する重要事項について、客観的かつ専門的な意見を求める場として設置しております栃木市コンプライアンス委員会の委員報酬であります。

次の情報センター法令集管理費につきましては、本庁舎4階に設置しております情報センター用の法令集の追録等の書籍購入代279万1,163円が主なものであります。

次の法規管理費につきましては、市の顧問弁護士報酬36万円が主なものであります。

次の例規管理費につきましては、例規データを更新いたしました際の電算処理委託料のほか、例規検索システムの使用料及びサーバーの借上料であります。

192、193ページをお開き願います。備考欄1行目の文書管理費（栃木）につきましては、公文書を電子的に管理する文書管理システムのリース料のほか、当該システムの保守委託料106万3,260円、本庁用の文書管理用消耗品代80万6,125円が主なものであります。

次の文書発送費（栃木）につきましては、到着及び発送文書の仕分け業務等のために雇用いたしました臨時職員の賃金及び文書発送のための後納郵便料が主なものであります。

次の文書印刷費（栃木）につきましては、電子複写機8台分の機械借上料のほか、コピー用紙やインク代などの文書印刷用消耗品代632万4,707円が主なものであります。

1つ飛びまして、コミュニティFM事業費につきましては、コミュニティFM放送難聴地域解消対策工事に係る測量設計等委託料が主なものであります。

以上で、文書広報費の説明を終わります。

○委員長（福田裕司君） 福田課長。

○シティプロモーション課長（福田栄治君） 続きまして、3目財政管理費につきましてご説明いたします。

備考欄1行目、財政課一般経常事務費につきましては、予算書等の印刷製本費171万6,444円が主なものであります。

次の減債基金積立金につきましては、基金の預金利子を積み立てたものであります。

次の財政調整基金積立金につきましては、財源の調整を行うことを目的とした基金であるとの趣旨を踏まえ、前年度の決算剰余金及び基金の預金利子を積み立てたものであります。

続きまして、4目会計管理費につきましてご説明いたします。備考欄、会計課一般経常事務費につきましては、事務用品代、収納代理金融機関への公金取り扱い手数料等の経常経費のほか、歳入歳出決算書印刷製本費54万3,855円などが主なものであります。

以上、3目財政管理費及び4目会計管理費までの説明を終了いたします。

○委員長（福田裕司君） 横倉課長。

○地域づくり推進課長（横倉延男君） 続きまして、5目財産管理費についてご説明いたします。

次の194、195ページをお開き願います。備考欄1行目の土地開発基金積立金につきましては、基金の保有する現金の運用による利子を積み立てたものであります。

次の庁舎管理費（大平）につきましては、大平総合支所の施設管理委託料及び庁舎補修工事費が主なものであります。

次の自動車管理費（大平）、2つ飛びまして、自動車管理費（藤岡）、2つ飛びまして、自動車管理費（都賀）、2つ飛びまして、自動車管理費（西方）、3つ飛びまして、自動車管理費（岩舟）につきましては、それぞれの総合支所の供用車燃料費及び車検点検整備等の修繕料が主なものであります。

戻りまして、4事業目、大平総合支所庁舎整備事業費につきましては、大平総合支所庁舎内の空調機室ドア修理に伴う工事費であります。

次の庁舎管理費（藤岡）につきましては、藤岡総合支所の施設管理委託料が主なものであります。

1つ飛びまして、藤岡総合支所東館解体事業費につきましては、老朽化により使用できなくなった東館の解体に伴う測量設計等委託料、解体工事費、給水管移設工事費が主なものであります。

次の庁舎管理費（都賀）につきましては、都賀総合支所の施設管理委託料、不動産賃借料、庁舎補修工事費が主なものであります。

1つ飛びまして、財産管理事務費（西方）につきましては、金崎有料駐車場の舗装修繕料が主なものであります。

次の庁舎管理費（西方）につきましては、臨時職員1名分の賃金、施設管理委託料、屋内消火栓用発電機更新工事費が主なものであります。

1つ飛びまして、西方総合支所倉庫等整備事業費につきましては、北部健康福祉センターを建設することに伴う新たな倉庫、車庫の増築工事費及び既存施設の解体工事費、工事施行に係わる測量設計等委託料が主なものであります。

次の財産管理費（岩舟）につきましては、市有地の除草等に係る業務委託料が主なものであります。

次の庁舎管理費（岩舟）につきましては、岩舟総合支所の施設管理委託料が主なものであります。

2つ飛びまして、処分可能財産管理事業費につきましては、市有地除草作業等業務委託料及び公有財産台帳管理システムの保守管理業務委託料が主なものであります。

次の処分可能財産売払事業費につきましては、事務補助の臨時職員1名分の賃金、次の197ページ備考欄の河合町地内及び岩舟町三谷地内等の売り払い地に係る不動産鑑定評価手数料、都賀町原宿地内測量業務委託料、沼和田町地内埋設物処理工事及び同地内擁壁設置工事費が主なものであります。

次の財産管理事務費（栃木）につきましては、庁舎等の市有物件459件に対する市有建築物火災保険料が主なものであります。

次の旧庁舎管理費につきましては、施設管理に係る光熱水費及び委託料が主なものであります。

次の庁舎管理費（栃木）につきましては、事務補助の臨時職員2名分の賃金、電話料、管理運営委託料、入舟庁舎等の不動産賃借料、下水道使用料、本庁舎設備改修工事費が主なものであります。

次の自動車管理費（栃木）につきましては、公用車425台分の自動車損害共済保険料が主なものであります。

次の庁用自動車購入事業費につきましては、普通乗用自動車1台、軽乗用自動車4台の自動車購入費であります。

次の庁舎建設基金積立金につきましては、基金利子を基金に積み立てたものであります。

次の大澤基金積立金につきましては、東京都内の市有土地17件分の貸付収入及び売払収入、基金の預金利子、株式配当金を基金に積み立てたものであります。

次の遺贈財産管理費につきましては、都内市有地の固定資産税等相当額を東京都に対して支払う国有資産等所在市町村交付金が主なものであります。

次の土地総合調整基金積立金につきましては、市有土地の売払等収入及び基金の預金利子を基金に積み立てたものであります。

次の皆川地区振興基金積立金につきましては、基金の預金利子を積み立てたものであります。

次の皆川地区市有山林管理費につきましては、森林国営保険料、山林巡視業務委託料が主なものであります。

次の旧寺尾南小学校施設管理費につきましては、警備業務等の施設管理に係わる委託料及び給水管切り替え工事費が主なものであります。

次の小野寺地区市有林管理費につきましては、市有林の下刈り等の委託料が主なものであります。

次の小野寺地区市有林管理基金積立金につきましては、基金の預金利子を基金に積み立てたものであります。

2つ飛びまして、本庁舎立体駐車場エレベーターリニューアル工事費につきましては、エレベーターのリニューアル工事費であります。

198、199ページをお開き願います。備考欄1行目の公共施設再編課一般経常事務費につきましては、事務用品代等の経常経費及び講師謝礼などが主なものであります。

以上で、5目財産管理費の説明を終わります。

○委員長（福田裕司君） 増山課長。

○総合政策課長（増山昌章君） 続きまして、2款1項6目企画費についてご説明をいたします。

引き続き、198、199ページをごらんいただきたいと思います。総合政策課一般経常事務費につきましては、職員の出張旅費、事務用品費代等の経常経費が主なものであります。

1つ飛びまして、観光ネットワークサイクリング事業費につきましては、ツール・ド・とちぎ開催に係る負担金が主なものであります。

次のふるさと応援寄附事業費につきましては、寄附者への寄附御礼品代が主なものであります。

次の土地開発公社運営費交付金につきましては、栃木市土地開発公社の運営に要する事務経費及び固定資産税等の租税公課に対する交付金であります。

次のまち・ひと・しごと創生総合戦略有識者懇談会運営事業費につきましては、栃木市まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者懇談会出席者への報償金であります。

次の出会いから住まい、トータルサポート事業費につきましては、結婚支援セミナー及び婚活イベント開催に係る委託料が主なものであります。

次のふるさと応援基金積立金につきましては、ふるさと納税として受け入れた寄附金のうち、使い道を市長おまかせ事業として指定されたものを積み立てた積立金であります。

次のご当地婚姻届事業費につきましては、栃木市オリジナルデザインの婚姻届のインターネットサイトへの掲載に係る委託料が主なものであります。

次の寄附物件敷地購入事業費につきましては、市に寄附を、寄贈を受けた物件の敷地購入事業費であります。

次のまちの駅ネットワークおおひら運営補助金につきましては、まちの駅17施設で組織いたしました連絡団体の運営及び活動に対する補助金であります。

次のまちづくりスキルアップ委託費につきましては、大平地域のブドウ狩りや里山体験を紹介するホームページ、ふるさとポータルサイトの運營業務委託料であります。

次に、200、201ページをごらんください。1行目の岩船山クリフステージ補助金につきましては、音楽を通して地域づくりに貢献しているNPO法人岩船山クリフステージに対する補助金であります。

1つ飛びまして、ふるさと整備事業基金積立金につきましては、基金の預金利子を積み立てたものであります。

以上で、企画費の説明を終了いたします。

○委員長（福田裕司君） 塚田課長。

○情報システム課長（塚田 薫君） 7目は所管外であります。

8目の備考欄、公平委員会運営費は、公平委員3名の委員報酬のほか、全国公平委員会連合会への負担金などが主なものであります。

9目の備考欄、恩給及び退職年金費は、現行の年金制度が成立した昭和37年以前に退職した旧栃木市職員1名の遺族に対する退職年金扶助料であります。

10目につきましては所管外でありますので、次のページ、202、203ページをお開きください。

11目につきましてご説明申し上げます。情報端末管理費（大平）は、大平総合支所のプリンターのための消耗品費及び借上料が主なものであります。

次の統合型地理情報システム費（大平）は、大平総合支所の地理情報システムの保守委託料であります。

次の情報端末管理費（藤岡）から（岩舟）までの4つにつきましては、各総合支所のプリンター用トナー等の消耗品費及び借上料であります。

次の統合型地理情報システム費（岩舟）は、岩舟総合支所の地理情報システムの保守委託料であります。

次の総合行政ネットワーク管理費は、国と地方自治体のみで構成されましたコンピューター通信網であります総合行政ネットワークの利用に係る経費であります。

次の情報端末管理費（栃木）は、一般事務用パソコンのためのOA機器借上料が主なものであります。

次のコンピューターネットワーク通信費は、本庁舎、総合支所及び出先施設93カ所のコンピューターネットワーク接続のための回線使用料が主なものであります。

次の地域情報化事業費は、市に対する各種申請手続をインターネットで行えるようにするための電子申請システムの使用料が主なものであります。

次の財務会計システム費は、財務会計システムを運用するために必要なコンピューター機器の保守委託料及び借上料であります。

次の住民情報システム管理費であります。住民情報システムとは住民記録や税情報を扱うシステムでありまして、内訳の一つは、住民情報システムの運用のためのコンピューター機器の保守委託料及び借上料であります。もう一つは、マイナンバー制度運用のためのシステム改修委託料及び機器利用負担金であります。

次のページ、204、205ページをお開きください。内部情報系サーバー管理費につきましては、内部情報システムの運用のためのコンピューター機器の保守管理委託料及び借上料が主なものであります。

次の公共施設予約システム費は、公共施設の利用予約をインターネットで行えるようにするためのシステムの使用料が主なものであります。

次の情報セキュリティ強化対策事業費は、昨年度市の情報セキュリティの強化のためのシステムを導入いたしました、それらのコンピューター機器の保守管理委託料及び借上料が主なものであります。

次の公会計システム費は、財務書類を作成するための会計システムの保守業務委託料であります。

以上で、11目の説明を終わらせていただきます。

○委員長（福田裕司君） 荒川課長。

○遊水地課長（荒川 明君） 続きまして、12目渡良瀬遊水地対策費についてご説明申し上げます。

備考欄1事業目の藤岡スポーツふれあいセンター管理費につきましては、施設の電気料や水道料などの光熱水費94万8,310円とセンター内の警備保障業務などの施設管理等委託料が主なものであります。

次の藤岡遊水池会館管理費につきましては、会館の管理業務のために必要な電気料や水道料などの光熱水費162万5,550円と警備保障業務などの施設管理委託料が主なものであります。

次の渡良瀬遊水地ハートランド事業費につきましては、ハートランドイコール栃木市のイメージを定着させるために、ハートランドマップを増刷しました印刷製本費14万1,966円及び市内外の方々を対象として、遊水地内を案内させていただいたハートランドぐるり旅を実施した際の車両借上料33万2,640円が主なものであります。

次の渡良瀬遊水地利活用事業費につきましては、多くの方々に遊水地を知っていただき、実際に来ていただけるようにするために、著名人を招聘して開催しました渡良瀬遊水地講演会事業委託料99万9,000円並びに毎年9月上旬に行われております渡良瀬遊水地フェスティバル開催時の実行委員会の負担金が主なものであります。

次の遊水地課一般経常事務費につきましては、臨時職員1名分の賃金のほか、旧谷中村合同慰霊碑の除草業務や樹木剪定業務などの施設管理委託料24万3,804円が主なものであります。

1事業飛びまして、渡良瀬遊水地PR事業費につきましては、幅広い年齢層の方々に本市並びに渡良瀬遊水地を知っていただくために作成しました遊水地独自のホームページのサーバー使用料11万9,448円のほか、平成29年7月3日にラムサール条約登録湿地5周年を迎えたことから、関係自治体や自然保護団体などで構成されています渡良瀬遊水地保全利活用協議会主催で開催しましたシンポジウムにおける運営負担金7,500円が主なものであります。

次の渡良瀬遊水地環境保全事業費につきましては、遊水地に生育する動植物の保全や環境保全の重要性を啓発し、地域で遊水地を守り続ける体制を構築する必要があることから、自然環境学習会を実施したときの講師謝金3万円のほか、貴重種保全のための外来植物の抜き取り作業時の消耗品費、あるいは自然豊かな渡良瀬遊水地を未来に残すために実施しています渡良瀬遊水地クリーン作戦時の運営費用並びに春の風物詩にもなっておりますヨシ焼き連絡会による遊水地のヨシ焼き実施のための負担金18万1,000円などが主なものであります。

続きまして、13日蔵の街費についてご説明申し上げます。備考欄の伝建まちづくり事業費につきましては、嘉右衛門町伝建地区まちづくり協議会負担金10万円が主なものであります。

206、207ページをお開き願います。備考欄1事業目の蔵の街費一般経常事務費につきましては、職員の出張旅費及び事務用品代等の経常経費4万4,621円が主なものであります。

次の蔵の街まちづくり事業費につきましては、蔵の街を活かしたまちづくり調査研究業務委託料31万2,000円が主なものであります。

次の歌麿を活かしたまちづくり事業費につきましては、歌麿を活かしたまちづくり協議会への補助金であります。

以上で、12日渡良瀬遊水地対策費及び13日蔵の街費の説明を終わります。

○委員長（福田裕司君） 佐山次長。

○監査委員事務局次長（佐山美枝君） 続きまして、14日地域づくり費につきましてご説明申し上げます。

備考欄3行目の地域おこし協力隊募集事業費につきましては、隊員の赴任に係る経費の費用弁償に当たります移転料、引っ越し費用が主なものであります。

次の地域おこし協力隊活動事業費（蔵の街課）につきましては、地域おこし協力隊員報酬が主なものであります。

次の地域づくり推進課一般経常事務費につきましては、報償費及び燃料費が主なものであります。

次の地域会議運営事業費（栃木中央、栃木東部、栃木西部）につきましては、地域会議委員への報酬が主なものであります。

次の地域づくり応援補助金につきましては、認定まちづくり実働組織への補助金が主なものであります。

次のあいさつリーダー運動スタートアップ事業費（中央地域会議）につきましては、栃木中央地域会議の提案による地域予算提案事業で、挨拶運動用の帽子代であります。

次の大平地域づくり推進課一般経常事務費につきましては、事務用消耗品費及び講演会等の講師謝礼が主なものであります。

次の地域会議運営事業費（大平）、2つ飛びまして、地域会議運営事業費（藤岡）、1つ飛びまして、地域会議運営事業費（都賀）、208、209ページをお開き願います。備考欄2行目の地域会議運営事業費（西方）、1つ飛びまして、地域会議運営事業費（岩舟）につきましては、地域会議委員の報酬及び地域会議だよりの印刷製本費が主なものであります。

恐れ入ります。207ページにお戻り願います。備考欄、下から5行目の郷土芸能等体験用和太鼓修繕事業費（大平地域会議）につきましては、地域予算提案事業による和太鼓の修繕料及び和太鼓保管用の棚の備品購入費が主なものであります。

次の藤岡地域づくり推進課一般経常事務費、1つ飛びまして、都賀地域づくり推進課一般経常事

務費につきましては、事務用消耗品費であります。

208、209ページをお開き願います。備考欄1行目の西方地域づくり推進課一般経常事務費につきましては、事務用消耗品費であります。

1つ飛びまして、岩舟地域づくり推進課一般経常事務費につきましては、事務用消耗品費が主なものであります。

以上で、14目地域づくり費の説明を終わります。

○委員長（福田裕司君） 海老沼課長。

○市民税課長（海老沼文明君） 続きまして、210、211ページをお開き願います。15目諸費につきましてご説明申し上げます。

備考欄2行目の市政功労者表彰等事業費につきましては、市政功労者12名、徳行者11名及び市民栄誉賞2名の各受賞者に対する記章、表彰盾及び記念品代が主なものであります。

次の市民総合賠償補償保険事業費につきましては、市民等を対象とした総合的な保険であり、市が損害賠償責任を負う場合の賠償責任保険と、市が主催する行事における事故等の補償保険に係る保険料が主なものであります。

次の市民活動推進センター管理運営費につきましては、市民活動推進の拠点として設置しております市民活動推進センターからの管理運営を行う指定管理者への管理運営委託料が主なものであります。

次の市民活動保険料につきましては、市民活動団体の社会貢献活動を支援するため、市民活動団体の活動中における事故等を補償する保険料であります。

次の自治会活動支援事業費につきましては、自治会に市からの文書等の配布をお願いしていることなどへのお礼としての報償金及び栃木市自治会連合会への補助金であります。

次の市民協働まちづくりファンド積立金につきましては、市民やふるさと納税者等からの寄附金及び利子を栃木市市民協働まちづくりファンドへ積み立てるものであります。

2つ飛びまして、自衛官募集事務費につきましては、自衛官募集のクリアファイル印刷代が主なものであります。

次の国県支出金返還金（財政課）につきましては、旧本庁舎解体に伴い、平成21年度に整備した本庁舎空調設備に係る国庫補助金の返還金であります。

次の市税過誤納金還付費（市民税課）につきましては、個人市民税、法人市民税、軽自動車税の過誤納金を還付請求に基づき還付したもので、過誤納還付金が1,114件、1億1,157万8,148円、還付加算金が85件、48万800円であります。

次の市税過誤納金還付費（資産税課）につきましては、固定資産税及び都市計画税の過誤納を還付請求に基づき還付したもので、過誤納還付金が47件、2,445万2,140円、利息に当たる還付加算金が22件、645万2,600円であります。

以上で、15目諸費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（福田裕司君） 山野井課長。

○資産税課長（山野井広実君） 続きまして、214、215ページをごらんください。中段の2項1目税務総務費につきましてご説明申し上げます。

備考欄をごらんください。2行目の市民税課一般経常事務費につきましては、地方税の電子化推進に伴う地方税電子化協議会等負担金が主なものであります。

次に、固定資産評価審査委員運営費につきましては、固定資産評価審査委員6名分の委員会開催時の委員報酬であります。

次に、2目賦課徴収費の備考欄2行目の諸税賦課事務費につきましては、軽自動車税賦課事務等に係る電算処理委託料が主なものであります。

次に、市民税賦課事務費につきましては、市民税賦課事務に係る電算処理委託料、市民税申告事務等に係る人材派遣会社業務支援委託料、OA機器借上料、電子申告や年金特別徴収等に伴う電子申告支援サービス利用料及び紙媒体で提出された課税資料をスキャンして、データとして管理するためのイメージ管理システムサービス利用料が主なものであります。

次に、税証明書コンビニ交付事業費につきましては、平成28年1月からコンビニエンスストアにて所得証明書と住民税決定証明書の交付サービスを開始したものであり、システム使用料が主なものであります。

次に、資産税賦課事務費につきましては、固定資産税や都市計画税の賦課等に要する電算処理委託料、評価支援システム等のOA機器保守料、公図の分合筆に伴い地図情報を更新する固定資産評価支援システムデータ移動委託料及び家屋評価支援システム等のOA機器借上料が主なものであります。

次に、216、217ページをごらんください。備考欄1行目の固定資産評価替委託事業費につきましては、平成30年度課税に対する時点修正のための土地鑑定手数料及び平成27年から平成29年までの債務負担行為設定による土地評価替業務委託料の3年目で、主な業務としまして、市街化調整区域内の宅地等の評価の統一を行ったものであります。

次に、市税徴収事務費につきましては、収税消し込みに係る電算処理委託料及びソフトウェア使用料が主なものであります。

次に、市税等収納員設置事業費につきましては、市税等収納員4名分の報酬であります。

次に、市税等コンビニ収納事業費につきましては、市税のコンビニ収納における納付書取扱手数料及びソフトウェア使用料が主なものであります。

次に、納税コールセンター運営事業費につきましては、市税電話催告業務員2名分の報酬が主なものであります。

以上で、2項徴税費の説明を終わります。

○委員長（福田裕司君） 田嶋次長。

○選挙管理委員会事務局次長（田嶋 亘君） 次の3項は所管外であります。

4項選挙費について説明いたしますので、218、219ページをお開きください。

1目選挙管理委員会費であります。右側の備考欄2つ目の選挙管理委員会運営費につきましては、選挙管理システムのソフトウェア使用料のほか、選挙管理委員4名分の報酬98万4,000円が主なものであります。

続きまして、218から221ページにかけての2目選挙啓発費であります。221ページ右側の備考欄の選挙啓発費につきましては、18歳以上の新有権者に送付する選挙啓発用冊子の購入費18万5,900円及び明るい選挙啓発ポスターコンクールの応募者への記念品代10万2,112円が主なものであります。

次の3目市長及び市議会議員選挙費であります。右側の備考欄2つ目の市長及び市議会議員選挙費につきましては、臨時職員2名分の賃金76万5,570円及び投票用紙印刷代107万8,790円が主なものであります。

次の4目土地改良区総代選挙費であります。ことし2月に栃木市土地改良区におきまして、任期満了に伴う総代選挙を実施いたしました。無投票にて当選人が確定しましたので、執行経費につきましては、選挙長及び立会人報酬29万6,000円が主なものであります。

次の5目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費であります。期日前投票所12カ所、当日の投票所65カ所の投票立会人及び投票管理者等の報酬であります。投票立会人等報酬、ポスター掲示場475カ所の設置及び撤去に係る委託料であります。公営ポスター掲示場設置撤去業務委託料及び投票用紙読み取り分類機2台分の購入費であります。選挙用機具購入費が主なものであります。

以上で、4項選挙費についての説明を終わります。

続きまして、5項統計調査費について説明いたします。222、223ページをお開きください。1目統計調査総務費であります。右側の備考欄の統計事務費につきましては、統計調査員確保対策事務用消耗品が主なものであります。

次の2目基幹統計調査費であります。右側の備考欄1つ目、工業統計調査事業費、1つ飛びまして、住宅土地統計調査事業費、一番下の就業構造基本調査事業費につきましては、各調査を行った指導員や調査員に対する非常勤職員報酬が主なものであります。

上から2つ目、学校基本調査事業費につきましては、調査事務用消耗品が主なものであり、4つ目の経済センサス事業費につきましては、調査区管理用の消耗品が主なものであります。

以上で、5項統計調査費についての説明を終わります。

続きまして、6項監査委員費について説明いたします。1目監査委員費であります。右側の備考欄2つ目の監査委員運営費につきましては、監査委員2名の報酬が主なものであります。

以上で、6項監査委員費についての説明を終わります。

続きまして、大きく飛びまして、8款4項6目まちづくり事業費の所管事業について説明いたしますので、320、321ページをお開きください。6目まちづくり事業費であります。右側の備考欄1つ目の歴史まちづくり事業費につきましては、歴史的風致維持向上計画策定支援業務委託料が主なものであります。

以上で、6目まちづくり事業費の所管事業についての説明を終わります。

○委員長（福田裕司君） 上岡課長。

○消防総務課長（上岡健司君） 続きまして、9款1項1目常備消防費についてご説明いたします。

326ページ、327ページをお開きください。備考欄3行目の消防総務課一般経常事務費につきましては、事務用消耗品等の消耗品費、車両の燃料費などが主なものであります。

次の消防職員研修事業費につきましては、消防学校及び消防大学の入校負担金が主なものであります。

次の消防本部管理費につきましては、電話回線使用料、光熱水費のほか、自家用電気工作物保安管理業務委託料などが主なものであります。

次の消防本部運営費につきましては、消防職員被服消耗品費のほか、全国消防長会等の負担金などが主なものであります。

次の消防職員福利厚生事業費につきましては、消防本部産業医報酬のほか、B型肝炎等の予防接種委託料30万3,430円などが主なものであります。

次の防火衣一式更新事業費につきましては、消防隊が着用する防火ヘルメット、防火服上下等を一式とした18着分の購入費であります。

次の予防課一般経常事務費につきましては、職員の出張旅費、事務消耗品等の経常経費のほか、器具購入費22万円などが主なものであります。

次の警防課一般経常事務費につきましては、通信端末使用料及び研修会参加負担金が主なものであります。

次の救急救命士養成事業費につきましては、救急救命士を養成するために必要な会議や研修への参加負担金が主なものであります。

次の通信指令課一般経常事務費につきましては、消防司令装置の維持管理に要する事務用消耗品などが主なものであります。

次の消防署共通管理費につきましては、仮眠用寝具借上料、大型油圧救助器具借上料、救急活動消耗品費310万2,700円などが主なものであります。

次の栃木消防署管理運営費につきましては、光熱水費のほか車両燃料代414万4,511円などが主なものであります。

次の熱画像直視装置購入事業費につきましては、栃木市消防署に配備しました熱画像直視装置の購入費であります。

次の大平分署管理運営費、藤岡分署管理運営費に続きまして、次のページ、328ページ、329ページをお開きください。備考欄上から3行目の岩舟分署管理運営費までにつきましては、各分署の光熱水費のほか車両燃料代等が主なもので、各分署の事業内容は同じものであります。

以上で、1日常備消防費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（福田裕司君） 赤城課長。

○予防課長（赤城一仁君） 続きまして、2目非常備消防費についてご説明をいたします。

328、329ページをお開きください。備考欄4行目の消防団運営費につきましては、栃木市消防団員1,145名の報酬、消防団員が災害や訓練に出動した際の費用弁償、消防団員の公務災害の補償、退職報償金に係る栃木県市町村総合事務組合への負担金、各方面隊、各分団・部への消防団互助会補助金及び消防自動車重量税が主なものであります。

以上で、2目非常備消防費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（福田裕司君） 鈴木課長。

○警防課長（鈴木宏之君） 続きまして、3目消防施設費についてご説明いたします。

消防施設維持管理費につきましては、消防団器具置き場に係る不動産賃借料及び消防団機具置き場等修繕料97万8,156円が主なものであります。

次の消防用機械器具購入費につきましては、消防用ホース購入費102万6,000円が主なものであります。

次の消火栓設置負担金につきましては、消火栓の新設等に係る消火栓更新工事費負担金であります。

330、331ページをごらんください。備考欄1行目の消火栓管理負担金につきましては、現在設置してある消火栓に係る消火栓維持管理費負担金であります。

1つ飛びまして、消防本部庁舎施設維持費につきましては、分署敷地に係る不動産賃借料34万6,284円が主なものであります。

次の消防団機械器具置き場等整備事業費につきましては、栃木方面隊8分団4部器具置き場の測量設計等委託料、機械器具置き場整備工事費、機械器具置き場敷地購入費が主なものであります。

次の分署非常電源設置事業費につきましては、藤岡分署に設置しました非常電源設置工事費であります。

次の栃木方面隊第7分団ホース乾燥塔移設工事費につきましては、旧市役所本庁舎敷地内に設置してあったホース乾燥塔を、栃木方面隊第7分団の器具置き場敷地内に設置しましたホース乾燥塔設置工事費であります。

2つ飛びまして、機材等管理費につきましては、消防業務用資機材等の保守点検手数料及び業務委託料が主なものであります。

次の消防車等管理費につきましては、消防車両の修繕料が主なものであります。

次の救急車等管理費につきましては、救急車両の修繕料が主なものであります。

1つ飛びまして、消防・救急等資器材購入事業費につきましては、災害現場で使用する空気呼吸器購入費であります。

次の応急手当普及啓発活動事業費につきましては、応急手当普及啓発用消耗品購入が主なものであります。

次の大規模災害対応資機材購入事業費につきましては、災害現場などで使用するエアータント購入費であります。

1つ飛びまして、通信指令システム費につきましては、消防指令装置の維持管理に係る回線使用料及び保守点検業務委託料が主なものであります。

次の消防救急デジタル無線施設維持管理費につきましては、デジタル無線装置の維持管理に係る保守点検業務委託料が主なものであります。

332、333ページをごらんください。備考欄1行目の通信施設電源更新事業費につきましては、通信施設に係る電源装置の消耗品費であります。

次の無線設備事業費につきましては、無線設備の維持管理に係る無線免許登録業務委託料であります。

次の栃木消防署施設維持費につきましては、栃木市消防署車庫南側壁の補修工事費が主なものであります。

続きまして、4目水防費についてご説明いたします。水防対策事業費につきましては、水防に関する消耗品、土のう袋、ブルーシート及び土のう用砂の購入費が主なものであります。

以上で、3目消防施設費と4目水防費についての説明を終了させていただきます。

○委員長（福田裕司君） 糸井課長。

○危機管理課長（糸井孝王君） 続きまして、5目災害対策費についてご説明させていただきます。

右側の備考欄をごらんください。上から3つ目の防災事業費につきましては、防災情報システムの通信料、防災各種システムの保守点検業務等に係る委託料、自主防災組織への補助金及びコミュニティ助成事業補助金が主なものであります。

1つ飛びまして、被災者住宅復旧支援事業費補助金につきましては、平成27年9月関東・東北豪雨災害により被災した事業所の復旧費用の一部を補助する補助金1件分であります。

次の危機管理事業費につきましては、職員旅費が主なものであります。

次の部屋南部地区指定緊急避難場所整備事業費につきましては、施設構造物、これは既存水路になりますが、その撤去工事費であります。

5目災害対策費の説明は以上となります。

続きまして、12款公債費についてご説明いたします。恐れ入りますが、372、373ページをお開きください。12款1項1目元金でございますが、備考欄の市債償還元金につきましては、市債償還の

元金分として、財務省財政融資資金等からの借り入れに対する償還金であります。

次に、2目の利子でございますが、備考欄の市債償還利子につきましては、市債の償還計画に基づき、利子分を支払ったものであります。

次の積立基金繰替運用利子につきましては、積立基金の繰り替え運用に係る利子であります。

以上で、12款公債費の説明を終わります。

続きまして、13款予備費についてご説明いたします。恐れ入りますが、374、375ページをお開きください。13款1項1目予備費であります。予備費の充用につきましては、備考欄にありますとおり、款項目の単位で14件であります。いずれも年度途中において不測の事態により現計予算に不足が生じたため、予備費より充用させていただいたものであります。詳細につきましては、既にお配りしてある資料のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

以上で、歳出の所管関係部分の説明を終わります。

○委員長（福田裕司君） ありがとうございます。

ここで暫時休憩いたします。

10時25分、再開いたします。

なお、説明の終了した執行部の方々はご退席願います。大変ご苦勞さまでございました。

〔執行部退席〕

（午前10時10分）

○委員長（福田裕司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時25分）

○委員長（福田裕司君） 次に、歳入等の説明をお願いいたします。

野中課長。

○収税課長（野中 守君） 皆さん、おはようございます。引き続き歳入ということで、よろしくお願ひしたいと思います。着座にて説明させていただきます。

それでは、歳入の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。恐れ入りますが、決算書の54、55ページをお開きください。栃木市一般会計歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、1款市税であります。収入済額が220億6,175万7,471円、収入未済額は14億3,296万3,929円でありまして、予算現額に対し収入済額は9億7,342万6,471円上回っております。また、収入済額は前年度に比較いたしまして4億9,929万6,068円の増、率にして2.3%上回っております。

次に、税目ごとにご説明申し上げます。1項市民税につきましては、収入済額97億1,335万6,676円でありまして、前年度に比較し1億3,320万610円の増、率にして1.4%上回っております。そのうち1目個人につきましては、収入済額78億7,775万1,396円でありまして、前年度に比較し1億

5,922万5,311円の増、率にして2.1%上回っております。その主な要因といたしましては、景気が穏やかな回復傾向にあることに伴い、主に給与所得者の所得が増加したことによるものであります。

1 節現年課税分の備考欄の還付未済金33万5,239円及びその下の2 節滞納繰越分の還付未済金6万5,285円につきましては、修正申告等によるものであります。

次に、2 目法人につきましては、収入済額18億3,560万5,280円でありまして、前年度に比較し2,602万4,701円の減、率にして1.4%下回っております。主な要因といたしましては、製造業や金融業の一部において法人税収額が減になったことが影響し、法人市民税全体の収入減となったものであります。

2 節滞納繰越分の備考欄の還付未済金6万円につきましては、二重納付によるものであります。

次に、2 項固定資産税につきましては、収入済額100億8,835万5,577円でありまして、前年度に比較し2億2,378万2,397円の増、率にして2.3%上回っております。

次に、1 目固定資産税につきましては、収入済額98億2,960万5,677円でありまして、前年度に比較し2億3,068万197円の増、率にして2.4%上回っております。その主な要因といたしましては、家屋の新築が多かったこと、償却資産が増加したことによるものであります。

1 節現年度課税分の備考欄の還付未済金8万8,391円及びその下の2 節滞納繰越分の還付未済金6万4,008円につきましては、二重納付等によるものであります。

次に、2 目国有資産等所在市町村交付税につきましては、収入済額2億5,874万9,900円でありまして、前年度に比較し689万7,800円の減、率にして2.6%下回っております。その主な要因といたしましては、渡良瀬遊水地の特定多目的ダム施設の償却資産交付算定基準額が平成27年度に満額となり、平成28年度から減額となったというものであります。

続きまして、3 項軽自動車税につきましては、収入済額4億1,134万2,863円でありまして、前年度に比較し1,937万8,373円の増、率にして4.9%上回っております。その主な要因といたしましては、乗用軽四輪の台数増や平成28年度から軽自動車税の税率が変更されたことにより、増となったものであります。

1 節現年課税分の備考欄の還付未済金13万9,400円及び、次のページをお開きいただきまして、一番上の2 節滞納繰越分の還付未済金7,400円につきましては、二重納付等によるものであります。

次に、4 項市たばこ税につきましては、収入済額10億8,921万8,960円でありまして、前年度に比較し6,973万4,556円の減、率にして6.0%下回っております。市たばこ税は、健康志向の高まりや喫煙可能な場所が減っていることなどにより、減少傾向となっております。

次に、5 項鉱産税につきましては、収入済額314万2,400円でありまして、前年度に比較し13万3,200円の増、率にして4.4%上回っております。

次に、6 項特別土地保有税につきましては、収入済額1万円でありまして、前年度に比較し1万円の増であります。なお、特別土地保有税につきましては、平成15年度税制改正によりまして、新

たな課税は行われないことになっております。

次に、7項入湯税につきましては、収入済額1,304万450円でありまして、前年度に比較し98万6,900円の増、率にして8.2%上回っております。

次に、8項都市計画税につきましては、収入済額7億4,329万545円でありまして、前年度に比較し1億9,153万9,144円の増、率にして34.7%上回っております。その主な要因といたしましては、激変緩和措置によるものであります。

1節現年課税分の備考欄の還付未済金7,138円及びその下の2節滞納繰越分の還付未済金92円につきましては、二重納付等によるものであります。

以上で、1款市税についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（福田裕司君） 茂呂大平地域づくり推進課長。

○大平地域づくり推進課長（茂呂浩司君） 続きまして、2款地方譲与税につきましてご説明申し上げます。

58、59ページをお開きください。2款1項1目1節、備考欄の地方揮発油譲与税につきましては、国税の揮発油税とあわせて課税されます地方揮発油税の42%に相当する額が、市町村の道路の延長と面積を基礎として交付されたものであります。前年度に比べ52万3,000円、0.3%の増となっております。

次の2項1目1節、備考欄の自動車重量譲与税につきましては、国税であります自動車重量税の1,000分の407に相当する額が、市町村の道路の延長と面積を基礎として交付されたものであります。前年度に比べ602万3,000円、1.4%の増となっております。

次に、60、61ページをお開きください。3款1項1目1節、備考欄の利子割交付金につきましては、県が利子等の支払いを受けるものに課税し徴収します利子割収入額の59.4%が、個人県民税を基礎として交付されたものであります。前年度に比べ1,350万9,000円、88%の増となっております。

次に、62、63ページをお開きください。4款1項1目1節、備考欄の配当割交付金につきましては、県が上場株式等の配当に課税し徴収します配当割収入額の59.4%が、個人県民税を基礎として交付されたものであります。前年度に比べ2,910万9,000円、49.4%の増となっております。

次に、64、65ページをお開きください。5款1項1目1節、備考欄の株式等譲渡所得割交付金につきましては、株式の譲渡益に課税される県民税株式等譲渡所得割額の59.4%が、個人県民税を基礎として交付されたものであります。前年度に比べ5,946万7,000円、174.8%の増となっております。

次に、66、67ページをお開きください。6款1項1目1節、備考欄1行目の地方消費税交付金につきましては、従前の消費税率5%のうち1%が地方消費税となり、その2分の1に相当する額が人口や従業者数を基礎として市町村に交付されたものであります。前年度に比べ8,747万6,000円、5.4%の増となっております。

次の社会保障財源化分につきましては、税率引き上げ分の3%のうち0.7%が地方消費税となり、社会保障施策の財源として、その2分の1に相当する額が、人口を基礎として市町村に交付されたものであります。前年度に比べ6,035万1,000円、5.1%の増となっております。

なお、地方消費税交付金全体では、前年度と比べ1億4,782万7,000円、5.3%の増となっております。

次に、68、69ページをお開きください。7款1項1目1節、備考欄のゴルフ場利用税交付金につきましては、県が徴収しますゴルフ場利用税の10分の7に相当する額が所在市町村に交付されたものであります。前年度に比べ1,579万4,205円、4.2%の減となっております。

次に、70、71ページをお開きください。8款1項1目1節、備考欄の自動車取得税交付金につきましては、県が徴収します自動車取得税の66.5%が、市町村の道路の延長と面積を基礎として交付されたものであります。前年度に比べ2,580万3,000円、18.5%の増となっております。

次に、72、73ページをお開きください。9款1項1目1節、備考欄の地方特例交付金につきましては、住宅ローン特別控除の実施に伴う住民税の減収を補填するために交付されたものであります。前年度に比べ1,033万4,000円、9.8%の増となっております。

次に、74、75ページをお開きください。10款1項1目1節、備考欄1行目の普通交付税につきましては、算出しました基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた差額が交付されたものであります。合併特例措置の縮減などにより、前年度に比べ5億8,185万3,000円、6.3%の減となっております。

2行目の特別交付税につきましては、画一的な算定により交付される普通交付税では反映できない個別具体的な事情が考慮され、交付されたものであります。大雪災害経費の減少及び国から市町村への交付額の減少に伴い、前年度に比べ5,002万7,000円、4%の減となっております。

なお、地方交付税全体では、前年度と比べ6億3,188万円、6%の減となっております。

次に、76、77ページをお開きください。11款1項1目1節、備考欄の交通安全対策特別交付金につきましては、道路交通法による反則金を原資としまして、交通安全施設のために交付されるもので、交通事故の件数や人口集中地区の人口、また改良済みの道路の延長などを基礎として交付されたものであります。前年度に比べ43万4,000円、2.2%の減となっております。

以上で、11款までの説明を終わります。

○委員長（福田裕司君） 佐山藤岡地域づくり推進課長。

○藤岡地域づくり推進課長（佐山厚子君） 続きまして、78、79ページをお開き願います。12款分担金及び負担金から所管関係部分につきましてはご説明申し上げます。

1項1目1節選挙費負担金、備考欄の土地改良区総代選挙費負担金につきましては、栃木市土地改良区の総代選挙に要した経費として、当該土地改良区から納付された負担金であります。

次に、80、81ページをお開きください。1項4目1節消防費負担金、備考欄の東北道・北関東道

救急業務負担金につきましては、消防本部が管轄している高速道路上での救急業務に係る経費につきまして、東日本高速道路株式会社から支払われた負担金であります。

続きまして、82、83ページをお開きください。13款使用料及び手数料につきましてご説明申し上げます。1項1目1節総務管理使用料の備考欄をごらんください。藤岡遊水池会館使用料につきましては、会議等で使用しました大会議室の貸し出し使用料であります。

次の市民活動推進センター敷地使用料につきましては、敷地内に設置された電話柱の使用料であります。

次の行政財産使用料（大平地域づくり推進課）につきましては、管理地内に設置された電柱、電話柱の敷地使用料及び総合支所仮駐車場敷地の使用料であります。

次の職員駐車場使用料（大平）につきましては、職員32名分の駐車場使用料であります。

次の行政財産使用料（藤岡地域づくり推進課）と、その下、同じく都賀地域づくり推進課と、その下、西方地域づくり推進課につきましては、各総合支所内に設置された電柱、電話柱等の敷地使用料が主なものであります。

次の金崎有料駐車場使用料につきましては、金崎有料駐車場全40区画中、年間契約13区画と月払い契約27区画、60月分の使用料であります。

次の職員駐車場使用料（西方）につきましては、職員26名分の駐車場使用料であります。

次の行政財産使用料（岩舟地域づくり推進課）につきましては、管理地内に設置された電柱の敷地使用料が主なものであります。

次の職員駐車場使用料（栃木）につきましては、本庁舎に勤務する職員42名分の駐車場使用料であります。

次の天幕使用料につきましては、貸し出し用テントの使用料であります。

次の庁舎等使用料につきましては、庁舎敷地内に設置された電柱、電話柱の敷地使用料及び市民スペース共用通路等の使用料が主なものであります。

以上で、13款の総務使用料までの説明を終わります。

○委員長（福田裕司君） 佐藤都賀地域づくり推進課長。

○都賀地域づくり推進課長（佐藤真治君） 続きまして、恐れ入りますが、90、91ページをお開き願います。8目1節消防使用料の備考欄のほうをごらんください。消防施設敷地使用料につきましては、消防団器具置き場敷地及び防火水槽敷地に設置しております電柱及び支線柱の敷地使用料であります。

次の行政財産使用料（消防総務課）につきましては、消防本部、消防署各分署に設置してあります自動販売機の電気使用料及び敷地使用料であります。

次に、98ページ、99ページをお開き願います。2項1目総務手数料、1節総務管理手数料であります。備考欄の認可地縁団体証明手数料につきましては、認可地縁団体を受けたことの証明書や

印鑑登録証明書の発行に係る手数料であります。

続きまして、2節徴税手数料であります。備考欄にあります証明手数料につきましては、所得証明等の交付手数料であります。

次の公簿交付手数料及び2つ飛んでの公簿閲覧手数料につきましては、地籍図等の交付手数料であります。

また、上から3行目の市税督促手数料につきましては、督促に係る手数料でございます。

以下、99ページの下段まで同様でありますので、上から順に件数を述べさせていただきます。証明手数料（栃木）は2万8,476件、次の公簿交付手数料（栃木）は3,060件、次の市税督促手数料は3万7,170件、次の諸証明手数料（大平）は6,586件、次の公簿交付手数料（大平）は39件、次の諸証明手数料（藤岡）は2,472件、次の公簿交付手数料（藤岡）は98件でございます。次の諸証明手数料（都賀）は2,129件、次の公簿交付手数料（都賀）は56件でございます。次の諸証明手数料（西方）は1,173件、次の公簿交付手数料（西方）は36件、次の諸証明手数料（岩舟）は3,497件、次の公簿交付手数料（岩舟）は71件でございます。

次に、106、107ページをお開きください。7目1節消防手数料であります。備考欄の1行目、危険物施設設置許可等手数料につきましては、ガソリンや灯油を取り扱うため、危険物施設の設置許可及びこれらの施設の変更許可の手数料であります。

次の防火管理者講習会修了証明書等手数料につきましては、防火管理者講習会課程修了証明書交付に係る手数料でございます。

以上で、13款総務管理使用料及び消防手数料の説明を終わります。

○委員長（福田裕司君） 落合西方地域づくり推進課長。

○西方地域づくり推進課長（落合博昭君） 続きまして、110、111ページをお開きください。14款2項1目1節総務管理費補助金であります。備考欄の1行目と、1つ飛びまして3行目の地方創生拠点整備交付金につきましては、渡良瀬遊水地シンボル施設整備及び子供の居場所づくり拠点整備に対して交付されたものであります。

1つ戻りまして、2行目の地方創生推進交付金につきましては、中小企業、小規模企業の総合支援プロジェクト「とちぎ江戸料理」を活用した観光プロジェクト、江戸文化を活用した新たな魅力創造プロジェクト及びツール・ド・とちぎ開催に対して交付されたものであります。

1つ飛びまして、社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、マイナンバー制度に対応するためのコンピューターシステムの改修費に対する国庫補助金であります。

続きまして、ページが飛びますが、116、117ページをお開きください。5目1節消防費補助金であります。備考欄の緊急消防援助隊設備整備費補助金につきましては、救助工作車購入事業に伴う緊急消防援助隊登録に係る国からの補助金であります。

次に、6目4節社会教育費補助金であります。備考欄の伝統的建造物群基盤強化事業費補助金

につきましては、嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区内の建造物修理及び防災計画策定に係る国庫補助金であります。

118、119ページをお開きください。3項1目1節総務管理費委託金であります。備考欄の自衛官募集事務費委託金につきましては、自衛隊法の規定により地方公共団体が事務処理をすることとなっている自衛官の募集事務に係る経費に対する防衛省からの委託金であります。

続きまして、122、123ページをお開きください。15款2項1目総務費県補助金であります。次のページをお開きください。1節総務管理費補助金であります。備考欄1行目のわがまち未来創造事業交付金につきましては、歌麿を活かしたまちづくり事業、渡良瀬遊水地フェスティバル開催事業、高校生まちなか活性化事業、栃木市版地域包括ケアシステム推進事業、渡良瀬バルーンレース開催事業、日光例幣使道を活用した街道ツーリズム事業、広域連携による観光振興事業、自転車を活用した地域活性化事業の市負担金に対し、県から補助金として交付されたものであります。

次の自主防災組織強化推進事業補助金につきましては、自主防災組織の設立及び運営に係る県からの事業補助金であります。

次の市町村総合交付金につきましては、少額な県補助金が一括して交付されるものであり、権限移譲に関する事務費や農業集落排水事業等に対し交付されたものであります。

1つ飛びまして、在外選挙人名簿登録事務交付金につきましては、在外選挙人に係る選挙人名簿登載事務に対する交付金であります。

続きまして、ページが飛びますが、130、131ページをお開きください。6目1節消防費補助金あります。備考欄の地域防災力強化推進事業補助金につきましては、消防団員確保対策に係る県からの補助金であります。

以上で、所管部分の説明を終わります。

○委員長（福田裕司君） 岩崎岩舟地域づくり推進課長。

○岩舟地域づくり推進課長（岩崎 充君） 引き続き、130、131ページの3項委託金についてご説明いたします。

一番下の行になります。1目1節徴税費委託金の備考欄、県税徴収委託金につきましては、県にかわり県民税を徴収する業務に対しての委託金であります。

132、133ページをお開きください。節の欄の上から2つ目、3節統計調査費委託金の備考欄、統計調査員確保対策事業委託金につきましては、統計調査協力員を確保し、その資質向上を図るための支出経費について、全額が委託金として交付されたものであります。

次の経済センサス委託金、工業統計調査委託金、就業構造基本調査委託金、住宅土地統計調査委託金、学校基本調査委託金につきましては、国の基幹統計調査に伴う支出経費について、ほぼ全額が委託金として交付されたものであります。

次の4節衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費委託金につきましては、昨年10月

22日に執行いたしました衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要しました経費に対する委託金であります。

以上で説明を終わります。

○委員長（福田裕司君） 木村契約検査課長。

○契約検査課長（木村浩二君） 続きまして、134、135ページをお開きください。16款財産収入、1項1目財産貸付収入についてご説明いたします。

備考欄1行目の市有登録有形文化財貸付収入につきましては、パーラートチギを運営する合同会社BOWLSへの建物2棟の貸し付けに対する収入であります。

次の藤岡遊水地会館貸付収入につきましては、一般財団法人渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団への事務室賃借料75万8,190円が主なものであります。

次の藤岡スポーツふれあいセンター自動販売機設置収入につきましては、自動販売機2台分の設置収入であります。

次の市民活動推進センター自動販売機設置収入につきましては、栃木市民活動推進センターに設置している自動販売機2台分の設置収入であります。

次の市有建物貸付収入（大平）から市有建物貸付収入（岩舟）につきましては、各総合支所庁舎内に設置している自動販売機の建物貸付収入でありまして、大平、藤岡、都賀、西方については各1台分、岩舟については3台分であります。

次の市有土地貸付収入につきましては、東京都内の市有土地17件や大宮町の県営平川住宅、沼和田町の県南児童相談所敷地など市内市有土地51件、合計68件の土地貸付収入及び栃木駅前の国の合同庁舎予定地など未利用地の一時的な貸付収入であります。

次の市有建物貸付収入（栃木）につきましては、旧教育委員会建物及び山本有三記念館などの貸付収入であります。

次の庁舎土地建物貸付収入につきましては、本庁舎に設置しております自動販売機や証明写真機、広告事業における貸付収入及び株式会社東武宇都宮百貨店への本庁舎1階の貸付収入が主なものであります。

続きまして、ページ飛びまして、140、141ページをお開きください。2目利子及び配当金についてご説明いたします。備考欄のふるさと応援基金利子から市民協働まちづくりファンド利子につきましては、各基金で保有する現金の運用による利子であります。

次の株式配当金（情報システム課）につきましては、ケーブルテレビ株式会社の株式配当金であります。

次の大澤基金利子から土地総合調整基金利子につきましては、各基金の預金利子であります。

次の株式配当金（管財課）につきましては、京浜急行電鉄株式会社の株式配当金であります。

次の皆川地区振興基金利子と小野寺地区市有林管理基金利子につきましては、この基金の預金利

子であります。

次に、142、143ページをお開きください。備考欄1行目の財政調整基金利子からふるさと整備事業基金利子につきましては、当該基金の預金利子であります。

以上で、16款1項財産運用収入までの説明を終わります。

○委員長（福田裕司君） 永島秘書課長。

○秘書課長（永島 勝君） 142、143ページ、16款2項からご説明申し上げます。

備考欄の市有土地売却収入につきましては、一般競争入札による未利用地の売り払いが1件、随意契約による売り払いが5件、法定外公共物の用途廃止に伴う売り払いが57件であります。

次のページをごらんください。続きまして、2目1節、備考欄の不用品売却収入につきましては、不用となった公用車の売却収入であります。

次の分収林売却収入につきましては、栃木県との分収林契約に基づき、西方町真名子地区の造林木を県が処分した収益の市収入分であります。

次の146、147ページをお開きください。17款1項1目1節、備考欄の一般寄附金につきましては、個人1件、団体1件の計2件分の寄附金であります。

次に、2目1節、備考欄のふるさと応援寄附金につきましては、ふるさと納税として受け入れた寄附金であります。

次のマスコットキャラクター応援寄附金につきましては、とち介への寄附金であります。

次の市民協働まちづくり寄附金につきましては、栃木市市民協働まちづくりファンドへの市民からの寄附金であります。

以上で、17款1項までの説明を終了いたします。

○委員長（福田裕司君） 神永公共施設再編課長。

○公共施設再編課長（神永和俊君） 続きまして、150、151ページをお開きください。18款2項1目1節備考欄の財政調整基金繰入金につきましては、平成29年度予算編成による財源調整のため、基金から繰り入れを行ったものであります。

次に、2目1節、備考欄の減債基金繰入金につきましては、平成25年度に借り入れた市庁舎整備事業に係る市債について、償還利子を圧縮するため借入期間の短縮などを行っていることから、通常償還との差額を基金から繰り入れ、また過去に地方税の減収補填のために発行した市債の償還財源の一部に充てるため、さらに過去に民間金融機関から借り入れた利率の高い市債を繰上償還するため繰り入れを行ったものであります。

152、153ページをお開きください。3目1節、備考欄の市民協働まちづくりファンド繰入金につきましては、栃木市市民協働まちづくりファンドから市民活動推進事業費へ充当するための繰入金であります。

次に、6目1節、備考欄のふるさと整備事業基金繰入金につきましては、個性的で魅力あるふる

さと整備の財源として、文化会館施設整備事業費ほか3事業に充当するため、基金から繰り入れを行ったものであります。

次に、7目1節、備考欄の皆川地区振興基金繰入金につきましては、皆川地区市有山林管理費の財源として基金から繰り入れを行ったものであります。

154、155ページをお開きください。11目1節、備考欄の小野寺地区市有林管理基金繰入金につきましては、小野寺地区市有林管理費の財源として基金から繰り入れを行ったものであります。

次に、13目1節、備考欄のマスコットキャラクター応援基金繰入金につきましては、マスコットキャラクター活用事業費の財源として基金から繰り入れを行ったものであります。

次に、14目1節、備考欄の土地総合調整基金繰入金につきましては、道の駅西方用地購入費、山車会館広場拡張整備事業費、土地開発公社運営費交付金の財源として基金から繰り入れを行ったものであります。

156、157ページをお開きください。17目1節、備考欄のふるさと応援基金繰入金につきましては、基金を利用して観光振興等に関する事業を実施するための繰入金であります。

次に、19目1節、備考欄の庁舎建設基金繰入金につきましては、本庁舎立体駐車場エレベーターリニューアル工事費の財源として、基金から繰り入れを行ったものであります。

158、159ページをお開きください。19款1項1目1節、備考欄の前年度繰越金につきましては、平成28年度からの繰越金であります。

160、161ページをお開きください。20款1項1目1節、備考欄の市税滞納延滞金につきましては、5,060件分の滞納延滞金であります。

次に、2項1目1節、備考欄の預金利子につきましては、一般会計の普通預金の利子であります。

少し飛びますが、164、165ページをお開きください。5項1目1節滞納処分費につきましては、インターネット公売に係る手数料であります。

以上で、20款5項1目までの説明を終わります。

○委員長（福田裕司君） 中田蔵の街課長。

○蔵の街課長（中田芳明君） それでは、続きまして、同じページ、164、165ページでございます。

4目2節雑入の所管部分について説明いたします。

備考欄の1事業目、県民手帳協力報償金等（総合政策課）につきましては、県民手帳頒布協力報償金及び岩舟町・藤岡町大規模開発連絡協議会解散に伴う残金の繰り入れ等が主なものであります。

次の中学生海外派遣事業負担金等（総合政策課）につきましては、中学生海外派遣事業参加者30名の負担金であります。

次の市長交際費資金前渡利子等（秘書課）につきましては、資金前渡で支出した市長交際費の普通預金利子であります。

次の広報とちぎ広告掲載料等（シティプロモーション課）につきましては、広報とちぎの有料広告及び市ホームページのバナー広告に係る広報とちぎ広告掲載料等が主なものであります。

次の3県境利活用事業費負担金（遊水地課）につきましては、3県境進入路等整備に係る板倉町、加須市からの事業負担金であります。

次のハートランド絵本有償提供料等（遊水地課）につきましては、渡良瀬遊水地を広くPRするために制作しました絵本「ハートランドのかくれんぼ」の提供料が主なものであります。

次の市民総合賠償補償保険金等（地域づくり推進課）につきましては、市が損害賠償責任を負った際の保険会社からの保険金及び市が主催する行事における事故等の補償を支払った際の保険会社からの保険金であります。

次の電話使用料等（大平地域づくり推進課）につきましては、大平車両センターにあるシルバー人材センター大平連絡所の水道使用料及び大平総合支所の公衆電話使用料であります。

では、次のページ、166、167ページをお開きください。備考欄1事業目の職員駐車場利用料等（藤岡地域づくり推進課）につきましては、支所の職員駐車場使用料、外郭団体による文書印刷料及び公用車の事故に係る自動車損害共済災害共済金であります。

次の職員駐車場利用料等（都賀地域づくり推進課）につきましては、職員駐車場の使用料であります。

次の宮の下簡易郵便局取扱手数料等（岩舟地域づくり推進課）につきましては、宮の下簡易郵便局で取り扱う郵便や貯金などの業務に対する日本郵便からの取り扱い手数料及び公用車の事故に伴う損害共済災害共済金であります。

次の公文書複写料等（総務課）につきましては、情報公開請求等に伴う公文書複写料及び栃木市自治会連合会からの文書複写料であります。

次の保険事務手数料等（職員課）につきましては、職員が加入しております各種保険の事務手数料のほか、旧栃木市職員厚生会が職員に対して行いました貸し付けに係る返還金、扶養手当等過年度過払い分の返還金、概算払いをいたしました公務災害補償負担金の確定に伴う還付金が主なものであります。

次の雇用保険料（職員課）につきましては、雇用保険に加入しておりました臨時職員及び非常勤職員592人から預かりました雇用保険料の自己負担分が主なものであります。

次の派遣職員給与等負担金（職員課）につきましては、栃木県相互交流派遣職員1名分と宇都宮西中核工業団地事務組合派遣嘱託員1名分の人件費といたしまして、派遣先から納入される負担金であります。

次の防災ラジオ販売収入等（危機管理課）につきましては、防災ラジオの販売収入及び自主防災組織へのコミュニティ助成事業助成金が主なものであります。

次の公衆電話使用料等（管財課）につきましては、大宮町地内市有地を県道路用地として売却を

行った際の残地補償金のほか、自動車損害共済災害共済金、建物総合災害共済金や本庁舎に設置しております公衆電話の使用料などが主なものであります。

次の栃木県市町村振興協会市町村交付金等（財政課）につきましては、公益財団法人栃木県市町村振興協会から交付されたハロウィンジャンボ宝くじの収益金が主なものであります。

次のナンバー弁償金等（市民税課）につきましては、市からの貸与ナンバー96台分の紛失等による弁償金が主なものであります。

次の課税資料提出手数料等（資産税課）につきましては、税務署に対して提供する相続税路線価等の課税資料提供に対する手数料であります。

少し飛びまして、170、171ページをお開きください。備考欄中ほどになります。下からですと8事業目となりますタブレット端末自己負担金等（議事課）につきましては、議会で使用しているタブレット端末の通信料に対する各議員の自己負担分及び政務活動費負担分として納入された負担金が主なものであります。なお、それぞれの負担割合は、タブレット通信料の6分の1であります。

では、次のページ、172、173ページをお開きください。備考欄の一番下でございます。明るい選挙推進協会助成金等（選挙管理委員会）につきましては、栃木市明るい選挙推進協議会の研修会に要しました経費に対する助成金が主なものであります。

次のページ、174、175ページをお開きください。備考欄2事業目の消防団員福祉共済事務費等（消防総務課）につきましては、消防団員福祉共済事務費返戻金及び自動車・建物損害共済保険金が主なものであります。

以上で、20款5項4目雑入の所管部分の説明を終わりといたします。

○委員長（福田裕司君） 出井会計課長。

○会計課長（出井英男君） 続きまして、21款市債につきましてご説明申し上げます。

市債につきましては、176ページ、177ページでございます。あわせて、委員さんお手元のタブレットにおきまして、平成29年度一般会計決算21款市債一覧表という資料をごらんください。

それでは、21款市債であります。収入総額は52億5,875万5,000円でございます。備考欄につきましては、起債の種類ごとに細かく分類されているところでございますが、今回起債を充当する事業等をまとめた資料を作成いたしまして、タブレットにて委員の皆様にご提供させていただきましたので、個々の説明は省略させていただきます。

以上で、平成29年度栃木市一般会計決算の所管関係部分の説明を終了させていただきます。

〔「タブレットをよく見てください」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 次に、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の説明をお願いいたします。

萩原管財課長。

○管財課長（萩原雄一君） 続きまして、実質収支に関する調書につきましてご説明させていただきます。

ます。

恐れ入りますが、決算書の376ページをお開きください。最初に、1の歳入総額は665億628万7,000円、次に2の歳出総額は635億8,682万4,000円、次に3の歳入歳出差引額は29億1,946万3,000円となっております。

次に、4の翌年度へ繰り越すべき財源であります、(1)、継続費通次繰越額3,104万1,000円、(2)、繰越明許費繰越額2億890万2,000円、(3)、事故繰越繰越額はなく、合計は2億3,996万3,000円となっております。なお、各繰越額の内訳につきましては、別にお配りしてあります平成29年度決算状況報告書の8ページから15ページに記載のとおりでございます。

次に、5の実質収支額は26億7,950万円となっております。

最後に、6の実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額であります、翌年度の歳入に編入することなく直ちに基金に繰り入れたものはございません。

以上で、実質収支に関する調書の説明を終わります。

続きまして、財産に関する調書につきましてご説明させていただきます。大きく飛びまして、638、639ページをお開きください。初めに、1、公有財産であります。(1)、土地及び建物につきましては、638ページの一番下の合計欄をごらんください。まず、左側の土地、地積についてであります、2枠目の決算年度中増減高は20万8,356.985平米の増でありまして、その右側の決算年度末現在高は602万53,837平米であります。増加した理由は、栃木県南公設地方卸売市場事務組合が解散し、市場敷地及び施設の財産については、構成市町が所有することになったため、市場用地11万1,327平米が加わったほか、千塚産業団地内の千塚阿寺倉1号、2号緑地6万1,043平米、同調整池1万19平米、東陽中学校用地1万6,134平米などが加わったことによるものであります。

次に、建物につきましては、639ページの建物の延べ面積計の合計欄をごらんください。右から2枠目の決算年度中増減高は3万3,178.063平米の増でありまして、その右側の決算年度末現在高は64万6,003.596平米であります。増加した主な場所は、栃木県南地方卸売市場中央棟ほか2万3,986平米、大平中学校校舎ほか7,096平米などあります。

次に、640ページをお開きください。(2)、山林につきましては、合計欄をごらんください。市所有山林面積は、決算年度中の増減はありません。決算年度末現在高は129万9,525平米であります。市所有山林における分収契約締結面積につきましても、決算年度中の増減はありません。決算年度末現在高は3万152平米であります。また、右側の立ち木の推定蓄積量の中で杉並木につきましては、日光杉並木の保存のためオーナー制度により所有しておりまして、決算年度中の増減はありません。

次に、(3)、有価証券につきましては、一番下の合計欄をごらんください。決算年度中増減高は650万円の増でありまして、決算年度末現在高は3,910万円であります。増加の理由は、株式会社栃木県畜産公社の株を取得したためであります。

次に、(4)、無体財産権につきましては、一番下の合計欄をごらんください。決算年度中増減高は9件の増でありまして、決算年度末現在高は56件であります。増加の理由は、ハートランドキャラクターや栃木市民の歌を著作権登録したためであります。

次に、右側の641ページの(5)、出資による権利につきましては、一番下の合計欄をごらんください。決算年度中の増減はありません。決算年度末現在高は9億6,514万1,000円であります。

続きまして、642ページをお開きください。2、物品であります。掲載の表は、取得価格50万円以上の備品類を23の区分に大分類したものでありまして、642ページから651ページに記載のとおりであります。

続きまして、652ページをお開きください。3、債権につきましては、一番下の合計欄をごらんください。それぞれの貸付事業による貸付金債権でありまして、2枠目の決算年度中増減高は2億7,442万8,314円の増でありまして、右側の決算年度末現在高は8億3,082万8,816円であります。増加の主な理由は、老人保健施設整備及び観光農園施設整備等資金として貸し付けたことによるものであります。

次に、4、基金であります。652ページから656ページに記載の34の基金につきましては、各基金の決算年度中の増減高及び決算年度末の現在高でありまして、これらにつきましては各常任委員会において所管課が決算の説明をいたしますので、ここでの説明は省略させていただきます。

以上で、認定第2号 平成29年度栃木市一般会計歳入歳出決算のうち所管関係部分の説明を終わります。ご審査の上、ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（福田裕司君） 以上で、平成29年度栃木市一般会計歳入歳出決算の所管関係部分の説明は終わりました。

なお、繰り返しになりますが、本件につきましては、9月13日開催の本常任委員会において審査いたしますので、本日は聞きおく程度といたします。

◎閉会の宣告

○委員長（福田裕司君） 以上で総務常任委員会を終了いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午前11時30分)